東播磨流域文化協議会 30 周年記念デジタルスタンプラリー・フォトコンテスト事業 企画提案コンペ実施要領

1 事業概要

- (1) 委託業務名 東播磨流域文化協議会 30 周年記念デジタルスタンプラリー・フォトコンテスト事業委託
- (2) 実施主体 東播磨流域文化協議会
- (3) 委託金額 金2,820,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む。) なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契 約金額と異なることがある。
- (4) 事業期間 契約締結日から令和7年2月28日(金)まで
- (5) 事業内容 別添仕様書のとおり

地域住民が自分たちのまちの「快適な暮らし」について再発見し、 来訪者が地域の魅力を知る機会をつくるためのデジタルスタンプラ リー及びフォトコンテストを実施する。

2 応募資格

(1)企画提案コンペに参加できる者は、民間企業、NPO法人、その他の法人であり、 以下に掲げる事項をすべて満たすこと。

また、複数の企業・団体の共同体(コンソーシアム)により応募する場合は、代表者が申請すること。その場合、代表者及び構成員すべてが次の要件を満たすこととする。

- ① 事業の実施にあたり、当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- ② 東播磨流域文化協議会との打合せや問合せ等に適切に対応できること。
- (2)次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て中、また は更生手続中である者
 - ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て中、また は再生手続中である者
 - ⑤ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

3 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

公募型企画提案コンペ実施公告	令和6年5月10日(金)
質問票提出期限	令和6年5月17日(金)17時まで
提案書類提出期限	令和6年5月31日(金)17時まで
審查会	令和6年6月3日~7日予定
選考結果通知	令和6年6月10日(月)予定
契約締結	協議会総会承認後速やかに締結。

4 提案書類について

(1)受付期間

令和6年5月10日(金)~令和6年5月31日(金)の9時から17時まで *平日12時から13時まで、土曜日及び日曜日を除く。

(2) 様式の配布方法

県ホームページからのダウンロードによる。

(3) 提出先

東播磨流域文化協議会事務局

(兵庫県東播磨県民局県民躍動室県民課、以下「事務局」という。)

(4) 提出方法

事務局に持参、又は郵送して提出すること。郵送による場合は、事前に電話等により事務局に連絡したうえで、書留等配達の記録が残るよう令和6年5月31日 (金)17時までに事務局に到着するように提出すること。

- (5) 提出書類及び提出部数
 - ① 企画提案応募申請書(様式1) 8部(正本1部、副本7部、以下同様)

② 資格調書(様式2)

8 部

③ 提案書(様式3)

- 8 部
- ④ 業務実施体制(様式4)
- 8 部
- ⑤ 誓約書(様式5)
- 8 部
- ⑥ 誓約書 (様式6)

- 8 部
- ⑦ 提案内容を説明する書類
- ※左肩ホッチキス止め、製本等の装飾不要

8部 (様式任意、原則として A 4版)

- ⑧ 見積書及び経費内訳 (様式任意) 8部
- ⑨ その他添付書類(会社概要等) 1部
- (6) 注意事項
 - ① 提案書の作成及び提出に要する経費は事業者等の負担とする。
 - ② 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

5 対象事業(受託事業者等)の選定

- (1) 選定方法
 - ① 提出書類をもとに、後日有識者等による企画提案コンペ審査会において内容を審査する。
 - ② 原則としてオンラインのプレゼンテーション形式で審査を行う。ただし、審査会が認める場合には書面審査に変更することがある。
 - ③ 応募のあった提案事業は、以下に掲げる内容などについて総合的に評価し、選定する。
 - (ア) 提案内容について
 - (イ) 事業遂行にあたっての創意工夫
 - (ウ) 事業実施に関連する実績
 - (エ) 業務遂行の体制

等

(2)審査日程

企画提案コンペ審査会は令和6年6月3日から同7日までの期間で、オンライン形式のプレゼンテーションで審査予定である。なお上記期間中に各審査員から、提案を 行ったものに対して電話等でヒアリングを求めることがある。

(3) 決定方法

審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を受託予定者に決定する。

(4) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず、事務局から応募者に対して文書により通知する。

- (5)審査対象からの除外(失格事由)
 - ① 「2 応募資格」に該当しない場合
 - ② 要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ③ 選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
 - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合
- (6) その他

必要に応じて、応募者に対し、審査会が開かれる前に個別に内容の確認や書類の提出、 ヒアリング等を行う場合がある。

6 採択の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は採択を取り消す場合がある。

7 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務、事業の進行管理は、事務局で行う。
- (2)事務局は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 本事業の契約に係る手続きは、本事業の計画が東播磨流域文化協議会の総会で議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じるものとする。

8 契約の解除

- (1)委託契約書に記載の条項に違反があったとき、事務局は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2)上記(1)により契約を解除した場合、事務局は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

9 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、事務局が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

10 適正な事業執行に係る留意事項

- (1)受託者は、本事業が当事務局との委託契約に基づく事業であることを十分認識し、 適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (2) 実施にあたっては、本事業に係る総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類を整備するとともに、事業者等が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 事業者等は、実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿類、通帳等) を事業終了後5年間保存すること。

- (4) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。
- (5) 事業の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに他者に再委託することは認めない。

11 参加表明書の提出について

コンペに参加希望する者については、令和6年5月31日(金)の17時までに別記様式「参加表明書」を電子メール又はFAXにより提出すること。なお、電子メール又はFAXを送信したときは、電話などにより到着を確認すること。

12 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、次の方法により受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年5月10日(金)~令和6年5月17日(金)の9時から17時まで *平日12時から13時まで、土曜日及び日曜日を除く。

(2) 質問方法

「(様式) 質問票」を電子メール又は FAX により提出すること。なお、電子メール 又は FAX を送付したときは、電話により到着を確認すること。

(3) 提出先

東播磨流域文化協議会事務局

(兵庫県東播磨県民局県民躍動室県民課)

E-mail: Keiichi_Oka@pref.hyogo.lg.jp

(4)回答方法

原則、質問内容とあわせて一般に公開する(質問者に関する情報は非公開とする)。

(5) その他

ア 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問合わせは受け付けない。

イ 電子メールのタイトルに「【質問】東播磨流域文化協議会 30 周年記念事業企画提案」と明記すること。

13 提案書類提出先

東播磨流域文化協議会事務局

(兵庫県東播磨県民局県民躍動室県民課) 担当:岡

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 兵庫県加古川総合庁舎 2 階 TEL: 079-421-9290 FAX: 079-424-9977